

## 「六甲山KOBЕ Free Wi-Fi導入事業」補助金

### 募集要領

#### 1 目的

六甲山上での光回線によるブロードバンドサービスの提供開始に伴い、山上に位置する施設のうち、観光客やハイカー、オフィスの商談相手や見学者等が常時または一時的に利用できるスペースへKOBЕ Free Wi-Fiアクセスポイントの設置等する際にかかる費用を補助することにより、山上において快適なWi-Fi環境整備を図ります。

#### 2 対象エリア

瀬戸内海国立公園（六甲地域）の六甲山・摩耶山集団施設地区内（別図1参照）又は六甲最高峰のトイレ（東端）から掬星台（西端）までの範囲で、光回線によるブロードバンドサービスの提供を受けるエリア。

#### 3 対象事業

対象エリアにおいて行う「KOBЕ Free Wi-Fiアクセスポイント」導入事業。

事業の実施にあたっては下記（1）～（3）の条件を満たす必要があります。

##### ※ 条件

- （1）光回線によるブロードバンドサービスに接続、又は対象期間中に接続予定のアクセスポイントであること。
  - （2）補助対象となる施設の単位は、対象エリアにおいて現に稼働している観光施設、宿泊施設、カフェ等の飲食店・物販店、展望台・広場、ハイカーの休憩場所、公共トイレ等であって、通常、「一体の施設として利用者にサービス等を提供」していること。
- ※特定の人のみしか利用できない企業保養所や個人山荘、事務所、住居等は対象外とします。

＜補助対象施設の例＞（それぞれ「1施設」としてカウントします）

- ・六甲ガーデンテラス、六甲枝垂れ、六甲山カンツリーハウス、
- フォレストアドベンチャー・神戸六甲山、六甲山フィールド・アスレチック、
- 六甲山スノーパーク、六甲高山植物園、六甲オルゴールミュージアム、
- TENRAN CAFE、風の協会、六甲山郵便局、六甲スカイヴィラ、
- 六甲山サイレンスリゾート、神戸六甲迎賓館、六甲山YMCA、自然の家、
- 摩耶ロッジ、六甲山牧場、摩耶山天上寺、摩耶ビューテラス702、653カフェ、
- THIRD PLACE ROKKO、共創ラボ“ROKKONOMAD”、リネスト六甲山 等
- ・六甲ケーブル・六甲有馬ロープウェー・まやビューラインの各駅（中間駅・下駅を含む）

- ・路線バスの各停留所（管理者等が設置・管理できること）等
- ・六甲最高峰、記念碑台、掬星台、天覧台、穂高湖、三国池 等  
（管理者等が設置・管理できること）

〔既にKOBЕ Free Wi-Fiを導入済みの施設であっても、対象期間中にアクセスポイントを増設する場合は、増設分について補助申請可能です。〕

(3) 補助対象となるスペースは、(2)の補助対象施設のうち、「観光客やハイカー、ワーキングスペースのイベント参加者等が、常時または一時的に利用できるスペース」（以下、「補助対象スペース」という。）とする。

<補助対象スペースの例>

- ・都市型創造産業に資するオフィス・ワーキングスペースの玄関・ロビー、イベントスペース、駐車場 等(一般客が利用できる場所に限る)
- ・宿泊施設の玄関・ロビー、飲食・物販施設、駐車場 等
- ・観光施設（敷地内の飲食、物販店等）
- ・展望台、広場、ハイカーの休憩場所等

#### 4 補助上限額・対象経費

(1) 補助上限額

1 施設あたり 上限 10万円（10万円に満たない場合は実費相当）

※ 1 施設あたり、申請は 1 件までとします。

(2) 対象経費

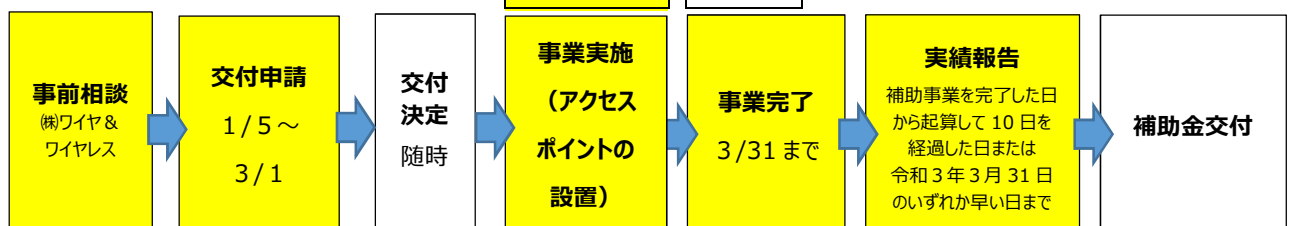
- ① アクセスポイントの導入費用
- ② アクセスポイントの設置工事費

※消費税は補助対象経費に含めることはできません。

#### 5 対象事業期間

令和3年3月31日（水）までに設置工事及び支払いまで完了すること

#### 6 申請から補助金交付までの流れ ※申請者が行うこと 市で行うこと



※申請前に必ず、アクセスポイント設置事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス：03-6758-2129）へのご連絡及び工事費用や設置場所等の相談をお願いいたします。

## 7 申請方法

### (1) 提出書類

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②施設ごとの設置設計図（平面図に設置場所及び照射範囲を明記）  
※アクセスポイントの設置場所が補助対象スペースであることがわかるもの
- ③工事費等の見積書（写し）（各施設の内訳を明記）
- ④施設ごとの光回線によるブロードバンドサービスの申込状況がわかるもの
- ⑤その他必要に応じて提出をお願いするもの

<各種様式>

下記ホームページよりダウンロードしてください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a31812/press/20210105140301.html>

### (2) 提出先・提出方法

下記まで郵送にてご提出ください。

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12三宮ビル東館4階

神戸市 経済観光局 経済政策課 六甲山KOBЕ Free Wi-Fi導入補助金担当

TEL：078-984-0333 FAX：078-984-0337

Email：[etb\\_rokko@office.city.kobe.lg.jp](mailto:etb_rokko@office.city.kobe.lg.jp)

### (3) 申請受付期間

令和3年1月5日（火）から 令和3年3月1日（月）まで（必着）

※期間内であっても、補助額が予算額に達した時点で受付を終了します。

受付したもののから順次、補助対象者の資格要件等を審査し、決定します。

## 8 補助金交付決定

提出書類を審査し、審査が完了したもののから順に結果（交付決定通知）を通知します。

※最終的な補助金の交付額を保証するものではありません。

## 9 実績報告

補助事業を完了した日（支払日）から起算して10日を経過した日、または令和3年3月31日のいずれか早い日までに、下記書類を提出してください。

- ① 実績報告書兼請求書（様式第6号）
- ② 設置設計図（平面図に設置場所及び照射範囲を明記）
- ③ 現地写真
- ④ 請求明細書及び領収書等（支払日、支払先、支払内容及び消費税額が確認できるもの）の写し

## 10 その他

- (1) 本補助金を活用しKOBE Free Wi-Fiアクセスポイントを設置した場合、利用者から見える場所にKOBE Free Wi-Fiステッカーを添付する等、利用者への告知を行ってください。
- (2) 状況をヒアリングさせていただく場合があります。また、工事期間終了後も、必要に応じてヒアリングし、活動状況の報告を求められることがあります。
- (3) 補助金交付決定後に申請内容に変更または中止が生じた場合は、交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を提出していただきます。
- (4) 虚偽の申請があった場合等には、事業認定の全部または一部を取り消すことがあります。
- (5) 補助認定を受けた者は、その権利を譲渡することはできません。
- (6) 助成を受けた団体は、助成に係る事業報告書を、助成を受けた年度の末日から5年間、団体の主たる事務所（活動拠点等）に備え置いてください。団体の構成員その他の利害関係人から閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧させてください。
- (7) 設置したアクセスポイントは、原則として2年以上利用するものとし、譲渡または転貸することはできません。
- (8) 設置後の故障、メンテナンスは各自の責任と費用負担において行ってください。
- (9) 公道上に整備する場合にあつては、事前に道路管理者の承認を受けてください。また、設置場所が申請者とは異なる者が一部または全部の所有権を有している建物内である場合は、事前に当該建物の所有者の承認を受けてください。
- (10) 他の公的補助金等の利用がある場合、事前に市に申告の上、他の公的補助金を充当する経費を本補助金の対象経費より除いてください。

